

3日臨技発第81号
令和3年5月27日

都道府県臨床（衛生）検査技師会
会長各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
代表理事会長 宮島 喜文
(公印省略)

被災者会費減免制度の申請方法の変更について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、当会の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年3月に共済制度規程等が改定されました。それに伴い、被災者会費減免制度の申請方法の変更が別紙の通り変更となりますので、ご確認くださいませようお願い致します。

「日臨技共済制度」の内容は、日臨技ホームページに掲載しています。また、規程等の改定にかかわる新設、変更、廃止の内容につきましてはJAMTマガジン7月号等でご案内を掲載いたします。会員の皆様への周知についてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
電話 03-3768-4722 FAX03-3768-6722
メールアドレス: jamt@jamt.or.jp
担当執行理事 上原昭浩、事務局 内海万紀幸

●被災者会費減免制度 申請方法の変更について●

令和3年3月に共済制度規程が改定され、共済制度規程細則が制定されました。それに伴い、申請方法が変更となりました。これまで被災者が都道府県技師会に申請用紙を提出し、都道府県技師会会長印を押印したものを日臨技事務局へお送りいただいていたのですが、被災者が直接日臨技へ申請するようになります。また、理事会での審議の結果は、これまで通り被災者と都道府県技師会へ通知いたします。詳細は以下をご確認下さい。

なお、「日臨技共済制度」につきましては、日臨技ホームページやJAMTマガジン7月号に掲載いたします。こちらも併せてご確認くださいませようお願い致します。

被災者会費減免制度とは・・・

地震、台風、水害等の天災地変により経済的損失を被った会員を対象とする会費減免制度で、いただいた申請を審議し、理事会より承認された事業年度の翌年度の会費を免除します。

旧災害共済金及び会費減免（旧制度）

地震・台風・水害等の天災・地変により損害を被った事例に対し、その損害程度によって共済金（A：10万円、B：5万円、C：2万円）を支給。A判定の会員にのみ翌年度の年会費を減免（免除）。

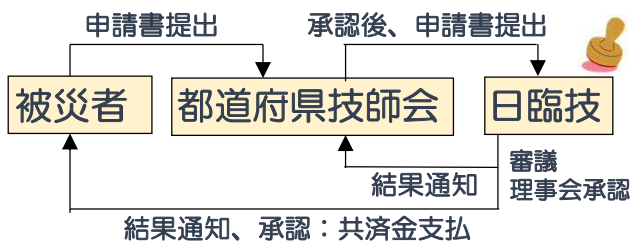
《申請書類》

- ・被災会員届出用紙
- ・会費減免申請書
- ・罹災証明書（当該市町村発行）



変更

《申請方法》



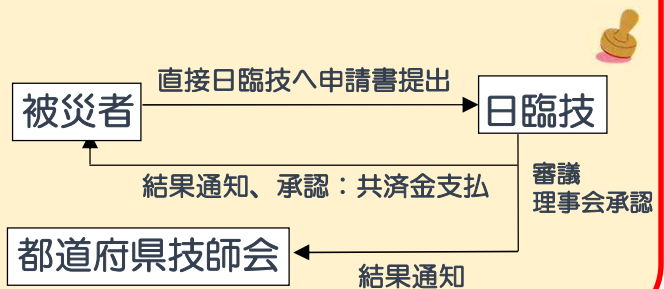
被災者会費減免制度（新制度）

地震、台風、水害等の天災地変により経済的損失を被った者を対象とし、すべての被災会員の翌年度年会費を減免する。共済金（A・B・C）の支給を廃止。

《申請書類》

- ・会費減免申請書
- ・罹災証明書（当該市町村発行）

《申請方法》



（新） 共済制度規程細則

- 第4条 会費減免は、地震、台風、水害等の天災地変により経済的損失を被った者を対象とする。
- 2 本条の会費減免措置の申請を行う場合は、被災日翌日から2年以内に、様式1の会費減免申請書及び会員の居住する自治体の発行する罹災証明書をこの法人の事務局に提出するものとする。この法人は、当該申請を承認した場合、申請があった事業年度の翌年度の会費を減免する。

共済制度規程及び共済制度規程細則については、会員専用サイトよりご確認ください。

令和 年 月 日

会費減免申請書

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会長 殿

私は、会員及び会費等に関する規程第13条第2項に基づき、令和 年度会費の減免を申請します。

フリガナ		会員番号
氏 名	Ⓜ	
勤務先施設名		
同 所在地	〒 TEL	
現 住 所	〒	
申 請 理 由		
災害に被災した場合 における被災住所		

別途、自治体が発行する罹災証明書を添付します。

本紙によりお預かりした会員情報は、被災内容確認のために利用し、それ以外の目的では利用いたしません。